

## 産業廃棄物処理計画書

令和7年6月12日

広島市長 殿

## 提出者

住所 東京都中央区新富2-15-5-701

氏名 株式会社 友菱

代表取締役 早田 確

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3552-6780

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 友菱
事業場の所在地	東京都中央区新富2-15-5701
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業不動産取引業, 不動産賃貸業, 管理業
②事業の規模	11,945百万円（令和5年度売上高）
③従業員数	119名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

条例別紙1

(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量  
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1	0.9								
廃油	0.15	0.14								
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	38	34.2								
紙くず	2.5	2.25								
木くず	32	28.8								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0.1	0.09								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.6	11.34								
鋳さい										
がれき類	625.73	563.16								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	2.3	2.07								
合計	714.38	642.95	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙1  
(条例-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1	0.9	1	0.9	0	0	0	0	0	0
廃油	0.15	0.14	0.15	0.14	0	0	0	0	0	0
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	38	34.2	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	2.5	2.25	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	32	28.8	8	7.2	0	0	0	0	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0.1	0.09	0.1	0.09	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.6	11.34	0.6	0.54	0	0	0	0	0	0
鋳さい										
がれき類	625.73	563.16	0.3	0.27	7	6.3	0	0	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
建設混合廃棄物	2.3	2.07	2.3	2.07	0	0	0	0	0	0
合計	714.38	642.95	12.45	11.21	7	6.3	0	0	0	0

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別を徹底し再利用に努めた
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き分別を徹底する。

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・分別している産業廃棄物の種類 1) 廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、建設混合廃棄物など ・産業廃棄物の分別に関する取組 1) 産業廃棄物の分別を確実にするために、工事規模や設置スペースに応じて複数の分別容器を設置している。 2) 分別容器には産業廃棄物の種類を明示し、分別の徹底を図っている。 3) 入場業者にも分別の手順について指導している。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>1) これまでの取組を継続・改善する。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自ら再生利用は行っていない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も自ら再生利用する予定はない</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自ら中間処理は行っていない</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も自ら中間処理する予定はない</p>

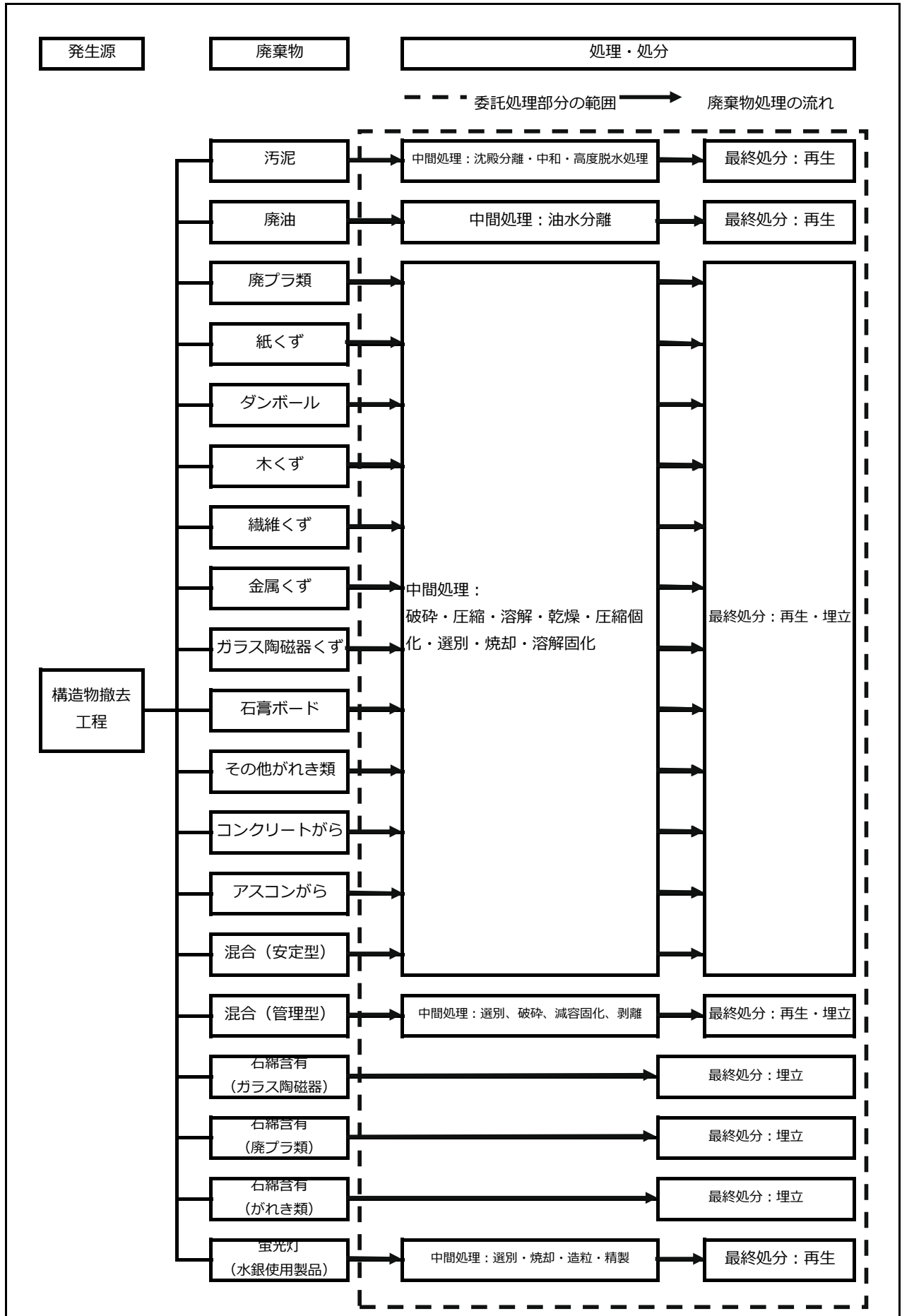
## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	できるだけ再生利用業者、優良業者を選定するようにした。
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き再生利用業者、優良業者を選定する。

# 別添1 処理工程図



## 別添 2 管理体制図

